

出雲市中小企業者等 デジタル化促進支援事業補助金

出雲市では、物価高騰対策として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、企業の業務効率化、生産性の向上や事業継続を図ることを目的に、市内中小企業者等が行うデジタル化・省力化の推進にかかる経費の一部を補助します。

①②どちらかを選択

① 電子化支援事業

※令和7年度デジタル化促進支援事業補助金
(電子化支援事業)を受けた場合は選択できません

② 省力化支援事業

※令和7年度デジタル化促進支援事業補助金
(省力化支援事業)を受けた場合は選択できません



【対象者】

市内に事業所又は店舗を持つ中小企業者等

市ホームページ

【申請方法（概要）】

申請書類一式を郵送又は持参

※申請に際しては、手引きをよくご確認ください。

【申請書、手引き等設置場所】

※市のホームページからもダウンロードできます。

- ・市役所本庁（4階 商工振興課）、各行政センターの市民サービス課
- ・出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会



受付期間 令和8年4月20日(月)～令和8年10月30日(金)【必着】

【おたずね ・ 申請先】

出雲市 商工振興部 商工振興課 中小企業係
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 出雲市役所本庁舎 4 階
電話番号 0853-21-6541 FAX 0853-21-6838
アドレス shoukou@city.izumo.shimane.jp

詳細は裏面へ

電子化支援事業

対象事業	<p>業務効率化を目的とした、既存業務を電子化する取組 【対象経費】 ソフトウェアやシステムを新たに導入する経費</p> <p>(例) 手書きの会計処理をデジタル化、勤怠管理、顧客管理、予約管理、キャッシュレス決済 など</p>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる既存システム更新や社内パソコン、タブレットの買い替え ・ホームページ等のウェブサイト（ECサイト含む）に関するもの ・一般的な事務・営業で利用するものの購入経費（文書作成ソフトや表計算ソフトなど） ・ハードウェアのみのもの ・汎用家電 ・建物付属設備 ・保守料等のランニングコスト など
補助額	<p>対象経費の 1/2 以内 上限 <u>50</u> 万円、下限 5 万円</p>



省力化支援事業

対象事業	<p>人手不足解消を目的とした、既存業務を省力化する取組 【対象経費】 業務用デジタル製品を新たに導入する経費 ～取組事例～</p> <p>☆在庫管理だったら 自動倉庫システム、無人搬送車、オートラベラー など</p> <p>☆製造・品質管理だったら スチームコンベクションオーブン、清掃ロボット、材料投入の自動化設備、不良品点検システム、デジタル紙面色校正装置、オートラベラー、自動視準・自動追尾機能付き等の高機能測量機 など</p> <p>☆顧客対応だったら 飲料補充ロボット、自動配膳ロボット、券売機、ホテル自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム など</p>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル製品でないもの（自走式草刈機など） ・業務用でない（汎用家電に属する）もの ・保守料等のランニングコスト ・補助金の趣旨と照らして不適当なもの
補助額	<p>対象経費の 1/2 以内 上限 <u>100</u> 万円、下限 5 万円</p>

